

報告第8号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

令和4年第1回東広島市議会定例会に提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について
- (3) 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (4) 令和3年度東広島市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係分）

3 臨時代理年月日

令和4年2月7日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第45号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年東広島市条例第5号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年東広島市条例第7号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員等（職員並びに市議会議員及び市長等（特別

職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 職員等（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 127.5分の15

(2) 第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10

(3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15

(4) 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第45号

職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第23条関係）

区 分	現 行	改 正
一般職員（会計年度任用職員を含む。）	1.275月分	1.2月分
再任用職員	0.725月分	0.675月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

ア 職員等（イからエまでに掲げる者を除く。） 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第47号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項及び第3項又は市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例（令和2年東広島市条例第47号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員等（一般職の職員並びに市議会議員及び市長等（第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 職員等（次号から第4号までに掲げる者を除く。） 127.5分の15
 - (2) 職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10
 - (3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15
 - (4) 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
（規則への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第47号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第4条関係）

現 行	改 正
2.225月分	2.15月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

ア 職員等（イからエまでに掲げる者を除く。） 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長等 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第50号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第8条第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東広島市条例第 号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）第23条第2項及び第4項又は同条例第28条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退

職をした日)における次の各号に掲げる職員等(職員並びに市議会議員及び市長等(特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)第2条第3項に規定する市長等をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 職員等(次号から第4号までに掲げる者を除く。) 127.5分の15

(2) 職員の給与に関する条例第5条第9項に規定する再任用職員 72.5分の10

(3) 市議会議員又は市長等 222.5分の15

(4) 第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第50号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

令和4年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第8条関係)

現 行	改 正
1.675月分	1.625月分

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の条例等の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職をした者にあつては、当該退職をした日)における次に掲げる職員等の区分ごとに、それぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

ア 職員等(イからエまでに掲げる者を除く。) 127.5分の15

イ 再任用職員 72.5分の10

ウ 市議会議員又は市長、副市長若しくは教育長 222.5分の15

エ 特定任期付職員 167.5分の10

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

令和3年度東広島市一般会計補正予算(第10号)(学校教育関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1)歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
16款 国庫支出金			
1項 国庫負担金			
3目 教育費国庫負担金	△ 56,500	幼児教育支援事業国庫負担金	△ 56,500 幼児教育支援事業に充当
4目 災害復旧費国庫負担金	1,786	公立学校施設災害復旧費国庫負担金	1,786 学校教育施設災害復旧事業に充当
2項 国庫補助金			
1目 総務費国庫補助金	△ 3,760	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(小学校)	△ 1,327 小学校施設整備事業に充当
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(中学校)	△ 2,433 中学校施設整備事業に充当
7目 教育費国庫補助金	32,899	へき地児童生徒援助費等国庫補助金	△ 2,356 小学校通学支援事業に充当
		理科教育設備整備費等国庫補助金(小学校)	△ 12 小学校理科教育振興事業に充当
		理科教育設備整備費等国庫補助金(中学校)	△ 119 中学校理科教育振興事業に充当
		学校施設環境改善交付金(プール新築)	2,052 小学校施設整備事業に充当
		学校施設環境改善交付金(大規模改造・小学校)	4,633 小学校施設整備事業に充当
		学校施設環境改善交付金(プール改築)	412 小学校施設整備事業に充当
		学校保健特別対策事業費国庫補助金(小学校)	20,700 小学校管理事業に充当
		学校保健特別対策事業費国庫補助金(中学校)	9,225 中学校管理事業に充当
		理科観察実験アシスタント配置事業国庫補助金	△ 129 科学の芽成事業に充当
		学校施設環境改善交付金(大規模改造・中学校)	1,568 中学校施設整備事業に充当
		教育支援体制整備事業費国庫補助金	△ 3,075 スクールサポートセンター運営事業に充当
17款 県支出金			
1項 県負担金			
9目 教育費県負担金	△ 28,250	幼児教育支援事業県負担金	△ 28,250 幼児教育支援事業に充当
2項 県補助金			
8目 教育費県補助金	△ 6,225	「学びの革新」推進寄附事業県補助金	59 学校教育推進事業に充当
		教育環境充実支援事業県補助金	△ 472 小学校通学支援事業に充当
		教育支援体制整備事業費県補助金	△ 6,150 スクールサポートセンター運営事業に充当
		教育支援体制整備事業費県補助金	338 幼稚園管理事業に充当
19款 寄附金			
1項 寄附金			
1目 寄附金	10,400	寄附金(関係分)	10,400
20款 繰入金			
1項 繰入金			
2目 基金繰入金	△ 20,071	地域振興基金繰入金(ふるさと寄附金・関係分)	△ 252 小学校図書整備事業及び中学校図書整備事業に充当
		地域振興基金繰入金(過疎地域自立促進基金・関係分)	△ 19,819 小学校通学支援事業に充当
22款 諸収入			
5項 雑入			
3目 雑入	△ 14,098	教育交流参加負担金	△ 80 教育交流事業に充当
		外国語指導助手自己負担金	△ 1,669 外国語教育推進事業に充当
		日本スポーツ振興センター掛金(小中幼)	29 学校保健事業に充当
		学校給食費	△ 12,378 学校給食センター管理運営事業に充当
23款 市債			
1項 市債			
7目 教育債	△ 110,700	小学校施設整備事業債	△ 146,000 小学校施設整備事業に充当
		中学校施設整備事業債	35,300 中学校施設整備事業に充当
8目 災害復旧債	4,500	学校教育施設災害復旧事業債	4,500 学校教育施設災害復旧事業
合 計	△ 190,019		

(2)歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
10款 教育費			
1項 教育総務費			
1目 教育委員会費	△ 264	教育委員会運営事務	△ 264 執行見込による減額
2目 事務局費	△ 5,706	職員給与	△ 5,000 執行見込による減額
		教育委員会事務局管理事務	△ 706 執行見込による減額
3目 教育推進費	△ 50,253	教育交流事業	△ 2,981 執行見込による減額
		学校教育推進事業	△ 1,875 執行見込による減額
		学校の元気応援事業	△ 3,150 執行見込による減額
		特別支援教育推進事業	△ 75 執行見込による減額
		未来創造キャリア形成事業	△ 425 執行見込による減額
		科学の芽育成事業	△ 723 執行見込による減額
		外国語教育推進事業	△ 17,987 執行見込による減額
		学校図書館運営事業	△ 400 執行見込による減額
		スクールサポートセンター運営事業	△ 7,200 執行見込による減額
		学校運営協議会推進事業	△ 1,851 執行見込による減額
		小中一貫教育推進事業	△ 1,752 執行見込による減額
		グローバルマインド育成事業	△ 122 執行見込による減額
		外国につながる児童生徒への教育推進事業	△ 1,892 執行見込による減額
		学校保健事業	△ 6,238 執行見込による減額
		生徒指導推進事業	△ 2,074 執行見込による減額
		私立学校等助成事業	△ 66 執行見込による減額
		未来の学び推進事業	△ 1,442 執行見込による減額
2項 小学校費			
1目 学校管理費	△ 55,570	小学校管理事業	△ 27,094 執行見込による減額
		小学校情報機器管理事業	△ 9,373 執行見込による減額
		小学校運営事業	△ 240 執行見込による減額
		小学校通学支援事業	△ 18,863 執行見込による減額
2目 教育振興費	△ 14,750	小学校教材整備事業	5,402 学級増に伴う備品購入による増額
		小学校理科教育振興事業	△ 22 執行見込による減額
		小学校教育支援者配置事業	△ 20,130 執行見込による減額
		小学校図書整備事業	財源更正
3目 学校建設費	△ 152,390	小学校施設整備事業	△ 152,390 執行見込による減額
3項 中学校費			
1目 学校管理費	△ 11,140	中学校管理事業	△ 65 執行見込による減額
		中学校情報機器管理事業	△ 4,468 執行見込による減額
		中学校運営事業	△ 3,000 執行見込による減額
		中学校通学支援事業	△ 3,607 執行見込による減額
2目 教育振興費	△ 12,281	中学校教材整備事業	205 学級増に伴う備品購入による増額
		中学校理科教育振興事業	△ 236 執行見込による減額
		中学校教育支援者配置事業	△ 12,250 執行見込による減額
		中学校図書整備事業	財源更正
3目 学校建設費	△ 717	中学校施設整備事業	△ 717 執行見込による減額
4項 幼稚園費			
1目 幼稚園費	△ 120,530	職員給与	△ 3,000 執行見込による減額
		幼保小連携推進事業	△ 70 執行見込による減額
		幼稚園管理事業	財源更正
		幼児教育支援事業	△ 115,160 執行見込による減額
		幼稚園運営事業	△ 2,300 執行見込による減額
6項 保健体育費			
2目 体育施設費	△ 9,523	学校体育施設開放事業	△ 9,523 執行見込みによる減額
3目 給食センター費	△ 35,224	職員給与	500 時間外の増額
		学校給食管理運営事業	△ 924 執行見込みによる減額
		学校給食センター管理運営事業	△ 34,777 執行見込による減額(東広島) △ 4,684
			執行見込による減額(西条) △ 3,082
			執行見込による減額(安芸津) △ 357
			執行見込による減額(北部) △ 26,654
		学校給食センター食育推進事業	△ 23 執行見込による減額(東広島) △ 23
11款 災害復旧費			
1項 災害復旧費			
3目 公共施設災害復旧費	6,386	学校教育施設災害復旧事業	6,386 災害復旧による増額
合 計	△ 461,962		

2 繰越明許費の補正

(1)追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	内容
10款 教育費	2項 小学校費	小学校情報機器管理事業	42,423	無線LANアクセスポイント増強業務
	3項 中学校費	中学校情報機器管理事業	16,317	無線LANアクセスポイント増強業務
11款 災害復旧費	1項 災害復旧費	学校教育施設災害復旧事業	6,386	八本松小学校災害復旧工事

(2)変更

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前	補正後	内容
10款 教育費	2項 小学校費	小学校施設整備事業	21,990	161,668	構造計算適合性判定手数料(東西条小増築EV)、豊栄小学校プール改築監理業務、川上小学校グラウンド造成工事等、下水道受益者負担金(豊栄小プール)

3 債務負担行為の補正

(1)追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額	内容
GIGAスクール運営支援センター業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	36,000	小中学校GIGAスクール運営支援センター業務委託

4 地方債の補正

(1)変更

(単位:千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
義務教育施設整備事業	1,636,200	1,525,500

令和3年度東広島市一般会計補正予算(第10号) (生涯学習部関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1)歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
15款 使用料及び手数料			
1項 使用料			
8目 教育使用料	△ 6,509	美術館入館料	△ 6,509 美術館管理運営事業に充当
16款 国庫支出金			
2項 国庫補助金			
7目 教育費国庫補助金	△ 11,169	学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金	△ 16 青少年健全育成事業に充当
		文化財保存事業費国庫補助金	△ 11,153 文化財施設等整備事業に充当
17款 県支出金			
2項 県補助金			
8目 教育費県補助金	△ 17,744	放課後子供教室事業県補助金	△ 3,346 地域学校協働活動推進事業に充当
		ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策県交付金	△ 14,398 オリンピック事前合宿等推進事業に充当
20款 繰入金			
1項 繰入金			
2目 基金繰入金	△ 1,800	スポーツ振興基金繰入金	△ 1,800 スポーツ活動支援事業に充当
22款 諸収入			
5項 雑入			
3目 雑入	17,755	企画展資料売払収入	320 美術館管理運営事業に充当
		返還金	19,498
		文化財発掘調査負担金	△ 2,063 ①給与・長期給付費用等(△2)②埋蔵文化財調査事業(△2,028)③出土文化財管理活用事業(△33)に充当
23款 市債			
1項 市債			
7目 教育債	△ 4,300	文化施設整備事業債	△ 4,300 文化財施設等整備事業に充当
合 計	△ 23,767		

(2)歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明	内 容
10款 教育費			
5項 社会教育費			
1目 社会教育総務費	△ 6,579	生涯学習管理事務	△ 300 執行見込みによる減額
		成人式開催事業	774 成人式の延期に伴う委託料、郵便料等の増額
		芸術文化振興事業	△ 1,146 執行見込みによる減額
		地域学校協働活動推進事業	△ 4,754 執行見込みによる減額
		青少年健全育成事業	△ 314 執行見込みによる減額
		児童青少年センター管理運営事業	△ 839 執行見込みによる減額
2目 社会教育振興費	△ 23,035	生涯学習活動推進事業	△ 12,800 執行見込みによる減額
		生涯学習施設管理運営事業	△ 7,407 入札残による減額
		文化芸術体験事業	△ 2,828 執行見込みによる減額
3目 美術館費	△ 19,814	美術館管理運営事業	△ 19,814 執行見込みによる減額
4目 図書館費	△ 107	図書館管理運営事業	△ 107 執行見込みによる減額
5目 文化財保護費	△ 24,565	文化財保存活用事業	△ 4,180 入札残及び執行見込みによる減額
		文化財施設等整備事業	△ 16,540 入札残及び執行見込みによる減額
		埋蔵文化財調査事業	△ 2,048 執行見込みによる減額
		出土文化財管理活用事業	△ 602 入札残及び執行見込みによる減額
		歴史体験事業	△ 70 執行見込みによる減額
		東広島市史編さん事業	△ 1,125 入札残及び執行見込みによる減額
6項 保健体育費			
1目 保健体育総務費	△ 39,456	職員給与	△ 1,500 執行見込みによる減額
		スポーツ活動活性化事業	△ 2,828 執行見込みによる減額
		スポーツ活動支援事業	△ 1,781 執行見込みによる減額
		オリンピック事前合宿等推進事業	△ 33,347 事業中止による減額
2目 体育施設費	△ 15,082	スポーツ施設管理運営事業	△ 4,978 執行見込みによる減額
		スポーツ施設整備事業	△ 10,104 執行見込みによる減額
合 計	△ 128,638		

2 繰越明許費の補正

(1)追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	内容
10款 教育費	5項 社会教育費	成人式開催事業	3,288	成人式の開催日を5月4日(予定)に延期したことに伴う、会場設営委託費など
		文化財施設等整備事業	11,253	新文化財センター用地の分筆測量に当り、隣接地との調整に多大な時間を要したため、土地鑑定料と用地購入費を繰り越すもの

3 地方債の補正

(1)変更

(単位:千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
文化財施設等整備事業	11,400	7,100